



新型コロナウイルス感染症拡大に伴う

市の生活支援・ 経済対策等のお知らせ

今回は、今までにお知らせした支援制度等の中で、
間もなく申請締め切りとなる支援制度等を再度掲載しております。
申請を忘れていないか、是非ご確認ください。

〈令和2年12月24日発行〉



- 1 個人・世帯向け情報 P2
 - 2 事業者向け情報 P11
 - 3 宮城県 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ P17
- 新型コロナウイルス感染症に関する健康相談窓口
新型コロナウイルス感染症に関する人権相談窓口



感染リスクが高まる

「5つの場面」に注意して、 有意義な年末年始を過ごしましょう!

場面1 ▶ 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。

場面2 ▶ 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

場面3 ▶ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

場面4 ▶ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

場面5 ▶ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

出典：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室



1 個人・世帯向け情報

【給付等】

① インフルエンザ任意予防接種の一部を助成します

接種実施中／令和3年1月30日まで

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を防ぐためインフルエンザワクチン任意予防接種の費用の一部を助成します。

対象者 65歳未満の市民(生後6か月未満・中学3年生を除く)

下記の方は、例年市で行っている助成制度を利用し、接種してください。

- 65歳以上の方／高齢者インフルエンザ予防接種(昭和31年1月1日以前に生まれた方で、接種日当日に満65歳以上の方。)(満60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓または呼吸器の障害により、日常生活に極度の制限のある方も対象になります。)
- 中学3年生の方／中学3年生対象インフルエンザ任意予防接種(平成17年4月2日から平成18年4月1日生まれ)
- 生活保護受給者の方／年齢にかかわらず自己負担額は無料です。(生活保護受給証を持参し接種してください。)

助成額 1人当たり1,750円を助成
自己負担額は接種する医療機関によって異なる場合があります。

- ※助成は1人1回のみとなります。
- ※接種費用が1,750円未満の場合でもおつりはできません。

接種期間 令和2年10月1日から令和3年1月30日まで

予診票について

- 予診票は該当になる方に郵送済みです。
- ※「高齢者インフルエンザ予防接種」「中学3年生対象インフルエンザ任意予防接種」に該当する方は、それぞれ専用の予診票が別途郵送されています。
- ※生活保護受給者の方は、届いた予診票を使い生活保護受給証を持参し接種してください。

接種について

- 予防接種は医療機関によっては予約が必要になる場合があります。接種を希望する医療機関に問い合わせてください。
- 協力医療機関で接種する場合
対象者の方に郵送した予診票に「予防接種協力医療機関」が同封されています。一覧表に記載されている医療機関で接種をする場合は、接種料金から助成限度額を差し引いた額を医療機関窓口でお支払いください。

協力医療機関は追加となる場合があります。
最新の「予防接種協力医療機関」は、市ホームページにて確認できます。
市ホームページ「インフルエンザ任意予防接種のお知らせ」▶



- 協力医療機関以外で接種する場合
一覧表に記載のない医療機関で接種を希望する場合は、必ず接種前に健康推進課にご連絡ください。

償還払いの申請手続き

インフルエンザ予防接種を行い、接種費用の全額を医療機関窓口で自己負担した方は、接種費用の一部を助成しますので、下記の書類等を持参し、最寄りの総合支所または、健康推進課に令和3年3月31日までに申請してください。

【申請書類】

- 領収書原本 ●通帳(接種者本人) ●印鑑

※接種者が未成年の場合は親権者が手続きし、親権者の口座にお支払いします。

問い合わせ

市民生活部健康推進課／0220-58-2116(平日 8:30～17:15)

② 新生児に対する特別給付金による支援

申請期限／令和3年4月30日まで

国の特別定額給付金の基準日の翌日以降に生まれた乳児に対し、子育て世帯の経済的負担の軽減と子どもの健やかな成長を応援するため、市独自の給付金を支給し支援します。

対象者	令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれ、出生後最初の住民登録を登米市に行った乳児
支給額	上記対象者を監護または養育する父又は母 乳児1人につき10万円
申請手続き	①令和2年4月28日から令和2年7月31日までに生まれ、出生届が提出されている乳児については、市から申請書を送付しています。必要事項を記載して郵送にて申請してください。 ②上記以外(8月以降に出生)については、出生届時に総合支所窓口にて申請してください。
支給時期	申請書が提出され次第、順次交付(指定された口座への振込み)
課税上の取扱い	本給付金は課税対象となります。
問い合わせ	市民生活部市民生活課／0220-58-2118(平日8:30~17:15)

③ ひとり親世帯臨時特別給付金による支援

申請期限／令和3年3月1日まで

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯等については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、ひとり親世帯に対して給付金を支給し支援します。

対象者	次の①~③のいずれかに該当する方 ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方 ②公的年金等を受給していることにより児童扶養手当の支給を受けていない方 ※公的年金等を受給していることにより児童扶養手当が受給できないため、児童扶養手当の認定を受けていない方も対象となります。 ※令和2年5月末時点でひとり親、かつ、平成30年中の収入(所得)が定められた基準額未満であることが必要です。 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方
支給額	●基本給付 支給対象者①~③に該当する方に対し、1世帯当たり5万円(第2子以降1人につき3万円加算)を給付。 ●追加給付 支給対象者①又は②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方に5万円を追加で給付。
申請手続きと支給日	●支給対象者①に該当する方の基本給付以外の給付金(追加給付を含む) 申請手続き／総合支所窓口申請書等を 3月1日までに 提出してください。 (追加給付は郵送(子育て支援課宛)による申請も可能です。) 支給日／申請書の内容を確認後に、指定口座に順次振込み。 ※申請書等の様式については、市ホームページからダウンロードいただくか、総合支所窓口でお受け取りください。(児童扶養手当の受給資格者のうち、まだ給付金の申請をしていない方へは、現況届等の審査結果に同封しています。) ※支給対象者①に該当する方の基本給付は、児童手当の指定口座に令和2年8月20日に振込みを行いました。
基本給付の再支給	●12月17日までに基本給付の支給を受けている又は申請をしている方 基本給付と同額を申請不要で支給します。(対象の方にはご案内を送付します。) ●12月18日以降に基本給付の申請を行う方 基本給付の申請の際に、再支給分も併せて申請が可能です。
課税上の取扱い	本給付金は非課税となります。
問い合わせ	福祉事務所子育て支援課／0220-58-5562(平日 8:30~17:15)

④ 住居確保給付金による支援

離職や減収した方の住宅確保のため、有期で家賃相当額を支給します

離職・廃業から2年以内の方であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住居を喪失している人、または喪失する恐れがある人を対象として住宅費を支給するとともに、就労支援などを実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行っています。

令和2年4月20日から対象者が拡充され、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある人も住居確保給付金の支給対象となりました。なお、支給については、世帯の収入や預貯金等の要件があります。

支給額	賃貸住宅の一月当たりの家賃額 (世帯の収入や世帯員数、預貯金額等により支給額が異なる場合があります。)
支給期間	原則3月(最長12月まで延長)
課税上の取扱い	本給付金は非課税となります。(家賃収入となった貸主は課税となります)
問い合わせ	登米市自立相談支援センターそ・えーる登米/0220-23-8610 (平日・土曜日 8:30~17:15) ※火・木は19:00まで 担当課:福祉事務所生活福祉課/0220-58-5552(平日 8:30~17:15)

⑤ 国民健康保険被保険者に対する傷病手当金による支援

国民健康保険被保険者のうち、以下の要件に該当する方に傷病手当金を支給します。

対象者	給与等を受給している方で、新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり感染が疑われたため、労務に服することができず、その期間給与等の全部または一部の支払を受けることができなかった方
支給対象日数	労務に服することができなくなった日から起算して連続3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日数
支給額	傷病手当金の支給を受けることができる初めの日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等収入の合計額を就労日数で除した金額×3分の2×日数=支給額(支給額には上限があります。) ※給与等の一部の支払を受けた場合で、受けた給与等の額が傷病手当金の支給額より少ない時は、その差額を支給
支給期間	支給を始めた日から起算して1年6月を超えない期間 (適用期間は令和2年1月1日から令和3年3月31日まで) ※適用期間が延長されました。
申請等	傷病手当金の支給対象となる方は、傷病手当金支給申請書等の提出が必要となります。下記のものを持参のうえ各総合支所に提出してください。支給申請書の様式は市ホームページからダウンロードできるほか、各総合支所にも設置しています。 【支給申請の際持参していただくもの】 ●傷病手当金支給申請書(世帯主記入用) ●傷病手当金支給申請書(被保険者記入用) ※事業主の証明が必要です。 ●傷病手当金支給申請書(事業主記入用) ●傷病手当金支給申請書(医療機関記入用) ※検査の結果陰性の場合などは省略できます。 ●世帯主の印鑑と振込口座の分かるもの ●支給対象者の国民健康保険被保険者証 ●医療機関を受診したことが分かる領収書、診療明細書等
課税上の取扱い	本給付金は非課税となります。
問い合わせ	市民生活部国保年金課/0220-58-2166(平日 8:30~17:15)

⑥ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

申請期限／国民健康保険税：令和3年3月31日 後期高齢者医療保険料：令和3年6月30日

国民健康保険被保険者、後期高齢者医療被保険者のうち、以下の要件に該当する方の保険税(料)を減免します。

- 対象者**
- 【保険税(料)を全額免除】
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
 - 【保険税(料)の一部を減額】
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次の①～③の要件全てに該当する世帯
 - ①世帯の主たる生計維持者の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
 - ②世帯の主たる生計維持者の令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
 - ③世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。※「主たる生計維持者」とは、原則としてその世帯の世帯主となります。

減免額 減免対象の保険税(料)額(A×B/C)に、令和元年の所得の合計額に応じた減免割合(D)をかけた金額

○減免対象の保険税(料)額(A×B/C)

A	国保：世帯の被保険者全員について算定した保険税額 後期：同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額
B	世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる令和元年の所得額
C	世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和元年の所得の合計額

○主たる生計維持者の令和元年の所得の合計額に応じた減免割合…D

令和元年の所得の合計額	減免割合(D)
300万円以下の場合	全部(10分の10)
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1,000万円以下の場合	10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和元年の所得の合計額にかかわらず、減免対象の保険税(料)額の全部を免除。

※非自発的失業者にかかる軽減対象となる場合は、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険税(料)の減免は行わない。

- 必要書類**
- 対象者の1に該当する場合：減免申請書、死亡診断書もしくは診断書
対象者の2に該当する場合：減免申請書、令和元年の月ごとの収入がわかるもの、令和2年1月から申請する月までの収入がわかるもの
事業等の廃止や失業の場合は、証明できる書類

対象保険税(料) 令和元年度分及び令和2年度分の保険税(料)であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限のもの

手続き問い合わせ 感染防止のため、まずはお電話でご相談ください。
総務部税務課／0220-22-2163(平日 8:30～17:15)

7 介護保険料の減免

申請期限／令和3年3月31日まで

介護保険被保険者のうち、以下の要件に該当する方の保険料を減免します。

- 対象者**
- 【保険料全額免除】
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者
 - 【保険料の一部を減額】
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次の要件の全てに該当する第一号被保険者
 - ①世帯の主たる生計維持者の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
 - ②世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。※「主たる生計維持者」とは、原則としてその世帯の世帯主となります。

減免額 減免対象の保険料額(A×B/C)に、令和元年の所得の合計額に応じた減免割合(D)をかけた金額

○減免対象の保険料額(A×B/C)

A	当該第一号被保険者の保険料額
B	第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる令和元年の所得額
C	第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額

○合計所得金額に応じた減免割合…D

令和元年の合計所得金額	減免割合(D)
200万円以下の場合	全部(10分の10)
200万円を超える場合	10分の8

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和元年の合計所得金額にかかわらず、減免対象の保険料額の全部を免除。

- 必要書類**
- 対象者の1に該当する場合：減免申請書、死亡診断書もしくは診断書
対象者の2に該当する場合：減免申請書、令和元年の各月ごとの収入がわかるもの、令和2年1月から申請する月までの収入がわかるもの
事業等の廃止や失業の場合、証明できる書類

対象保険料 令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限のもの

- 手続き問い合わせ** 感染防止のため、まずはお電話でご相談ください。
総務部税務課／0220-22-2163(平日 8:30～17:15)



【貸付】

⑧ 個人向け緊急小口資金等による支援

申請期限／窓口申請:令和3年3月31日まで

(12月29日、30日については予約相談となりますので、28日までに社会福祉協議会各支所へお申し込みください。)

※郵送申請の場合は令和3年3月31日消印有効

登米市社会福祉協議会で実施している生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金と総合支援資金(生活支援費)に関し、市ホームページ及び広報紙等により制度周知を行うとともに、登米市自立相談支援センターそ・えーる登米と連携し、相談支援をしています。

【緊急小口資金】

貸付対象者 休業等により緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯
貸付上限額 10万円以内→20万円以内(拡充)
据置期間 2月以内→1年以内(拡充)
償還期限 12月以内→2年以内(拡充)
貸付利子・保証人 無利子・不要

【総合支援資金(生活支援費)】

貸付対象者 失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限額 単身15万円以内/月、2人以上20万円以内/月
据置期間 6月以内→1年以内(拡充)
償還期限 10年以内
貸付利子・保証人 無利子・不要

問い合わせ 登米市社会福祉協議会／0220-21-6310(平日 8:30～17:15)



【猶予】

⑨ 市営住宅家賃の徴収猶予

市営住宅に入居している方で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少し、家賃の支払いが困難な場合には、徴収猶予が認められる場合がありますのでご相談ください。

対象者 市営住宅入居者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯収入(非課税所得含む)が月額72,800円以下に減少した世帯

申請等 必要な添付書類
●収入が減少したことを確認できる書類
(勤務先が発行する給与明細で収入減少以前の明細と直近の明細等)
●非課税所得(障害年金、遺族年金等)がある場合は確認できる書類
※世帯の状況により異なりますので、下記までお問い合わせください。

問い合わせ 建設部住宅都市整備課／0220-34-2316(平日 8:30～17:15)

⑩ 水道料金・下水道使用料の支払いについての相談窓口の設置

「登米市水道お客様センター」に相談窓口を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響により支払いが困難な事情がある方について、支払い猶予の相談に応じています。

※事業主の方の相談にも応じています。

問 い 合 わ せ 登米市水道お客様センター／0120-023-151【フリーダイヤル】
(平 日 8:00～18:00)※水曜日は20:00まで
(土曜日 8:00～12:00)

⑪ 納税の猶予の特例

令和3年2月1日までに納期限が到来する市税が対象

新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む)が、り患された場合など、以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予が認められる場合がありますので、税務課徴収対策係にご相談ください。

※事業主の方の相談にも応じています。

対 象 ケ ー ス (1) 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合。
(2) 納税者ご本人または生計を同じにするご家族がり患した場合。
(3) 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合や利益の減少等により、著しい損失を受けた場合。

問 い 合 わ せ 総務部税務課／0220-22-2169(平日 8:30～17:15)

※国税(所得税・消費税・法人税等)については、下記の税務署まで事前にお電話でご相談ください。

問 い 合 わ せ 佐沼税務署／0220-22-2501(平日 8:30～17:00)

⑫ 市奨学金の返還猶予

現在、納期限が未到来の 返還期間(1年以内)が対象

現在、登米市育英資金貸付基金、登米市浅野兄妹奨学資金貸付基金及び上杉奨学金貸付基金を返還中の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により返還が困難になった場合は、返還猶予が認められる場合がありますのでご相談ください。

対 象 者 新型コロナウイルス感染症の影響で、会社が休業、倒産した場合や売り上げの減少、離職などで収入の減少等、返還が困難になった方

猶 予 期 間 1年以内(納期限が到来していない期間に限る)

申 請 等 必要な添付書類

●収入が減少したことを確認できる書類等(減少前の収入と直近の収入が比較できるもの)

問 い 合 わ せ 教育委員会教育部教育総務課／0220-34-2670(平日 8:30～17:15)

⑬ イベントの中止等によるチケットの払い戻しを受けない場合の個人住民税の寄附金控除

令和3年2月～3月の確定申告にて手続き

中止等された文化芸術・スポーツイベントのチケットの払い戻しを受けない場合、その金額分は「寄附」とみなされ、個人住民税の税額控除の対象となります。

- 対象となるイベント** 寄付金控除の対象となるイベントは、文化庁又はスポーツ庁のホームページをご確認ください。
- 対象年度** 令和3年度又は4年度 の個人住民税
- 控除額** (対象額合計-2,000円)×10% 【市6%・県4%】
 ※控除については住民税のほか、所得税でも40%の控除があり、合計で50%の控除が受けられます。
 ※総所得金額の合計額により控除額に上限があります。
- 手続き等** ①主催者などがイベントの指定を受けた旨を確認します。
 ②主催者に払い戻しを受けない意思を連絡します。
 ③主催者から確定申告書の添付書類である「指定行事証明書」の写し、「払戻請求権放棄証明書」の2種類の証明書を受け取ります。
 ④翌年2月中旬～3月中旬に確定申告を行います。
- 問い合わせ** 総務部税務課／0220-22-2163(平日 8:30～17:15)

⑭ 5割増しプレミアムクーポン券の販売

※利用期間を延長しました

購入期限／令和2年12月31日まで 利用期限／令和3年2月28日まで

市内事業者の運転資金確保と市民の家計負担軽減を図るため、5割増しプレミアムクーポン券を販売。500円券を10枚1セット(5,000円)で市内登録事業者にて販売し、購入者は1枚750円で利用可能となります。クーポン券は購入した市内登録事業者で1枚単位で利用することができます。

※市内での新型コロナウイルス感染症拡大により、休業する事業者等もあることから、利用期間を2月末まで1か月延長しました。

- 販売期間** 令和2年10月1日～12月31日
 すでに販売を終了している登録事業者もあります。販売中の事業者は市ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。
- 登録事業者** 9月17日全戸に配布したチラシにてご確認ください。市ホームページにてご確認ください。
- 購入方法** 市内登録事業者にて直接購入してください。
- 購入から利用までの流れ** ①利用したい取扱店をチラシ又は市ホームページ掲載の一覧表から選択
 ②**選択した取扱店からクーポン券を直接購入**
 ※1セット5,000円で購入。購入した店舗でのみ7,500円分利用可能となります。
 ※各取扱店で購入できるのはお1人様2セットまでとなります。
 ※各取扱店の販売セット数は100セット限定(無くなり次第、販売終了)
 ③クーポン券の購入先でクーポン券を利用する。
- 利用期間** 令和2年10月1日～令和3年2月28日 ※利用期間を延長しました
- 問い合わせ** 登米地域商工会連絡協議会
 事務局：登米中央商工会／0220-22-3681(平日 8:30～17:15)

⑮ 発熱外来診察室の設置

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される中、発熱や風邪などの症状による不安の解消と地域医療体制を維持するため、市医師会の協力の下、登米市民病院敷地内に発熱外来診察室を設置し、発熱者の診察を行っています。

受診について 市内在住の小学生以上の方で、発熱や呼吸器症状のある方、または、市内の医療機関から紹介された方を診察します。

受診の流れ 予約受付にあらかじめ電話予約するか、かかりつけ医のある方は、電話で症状を伝え発熱外来診察室を紹介していただいでから受診してください。

発熱外来診察室予約受付電話番号／070-6569-4596
(受付時間 平日の9:00～12:00、13:00～14:00)

診察時間 13:30～16:30(平日)

問い合わせ 登米市発熱外来診察室事務局／070-6569-5161(平日 8:30～17:15)

⑯ 配偶者等からの暴力(DV)の被害者の相談支援

配偶者等からの暴力(DV)の被害者の相談支援のため、全国共通の電話相談ナビ(DV相談ナビ: #8008(はれれば))が設置されております。今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴い「DV相談+ (プラス)」を実施し相談体制を拡充しています。

相談体制の拡充 ①24時間対応電話

電話番号:0120-279-889

②チャット・メール相談

※ホームページ(<https://soudanplus.jp>)からアクセス

※チャット相談は12:00から22:00まで、メール相談は24時間受付

③外国人相談者向けチャット・メール相談

対応言語は、英語、中国語、韓国語など

※12:00から22:00まで受付

問い合わせ 福祉事務所子育て支援課／0220-58-5562(平日 8:30～17:15)



2 事業者向け情報

【補助金等】

① 家賃支援給付金による支援

申請期限／令和3年1月29日まで

国の家賃支援給付金(下記参照)の支給対象まで至らない、売上げが前年同月比20%以上50%未満の減少率である中小企業者、小規模事業者及び個人事業者(フランチャイズチェーン店を除く)に対し、給付金を支給し支援します。また、平成31年1月から令和元年12月までに創業した事業者についても、令和2年3月から12月までのひと月の売上げが、開業した日から令和元年12月までの売上平均より20%以上50%未満の減少率の場合、給付金を支給し支援します。

対象者 日本標準産業分類における大分類のうち、次に掲げる分類に該当し、市税の未納がない事業者

① 鉱業、採石業、砂利採取業	⑨ 不動産業、物品賃貸業
② 建設業	⑩ 学術研究、専門・技術サービス業
③ 製造業	⑪ 宿泊業、飲食サービス業
④ 電気・ガス・熱供給・水道業	⑫ 生活関連サービス業、娯楽業
⑤ 情報通信業	⑬ 教育、学習支援業
⑥ 運輸業、郵便業	⑭ 医療、福祉
⑦ 卸売業、小売業	⑮ 複合サービス業
⑧ 金融業、保険業	⑯ サービス業(他に分類されないもの)

※政治・経済・文化団体、宗教を除く

対象経費 賃料、共益費及び管理費
給付額 1事業者当たり30万円を上限に給付
申請手続き 原則郵送により受付(申請書の様式は市ホームページからダウンロードできるほか、各総合支所及び商工会窓口にも設置しています。)
課税上の取扱い 本給付金は課税対象となります。
問い合わせ 産業経済部地域ビジネス支援課／0220-34-2706(平日 8:30~17:15)

「家賃支援給付金」(国の制度)とは

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするため、地代・家賃の負担軽減を目的に給付金を支給するものです。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、売上高が減少した方が対象となります。
2020年5~12月の売上高が、以下のいずれかを満たす必要があります。

- いずれかの月について前年同月比50%以上減少
- 連続する3ヶ月について前年の同じ期間に比べて30%以上減少

のいずれかになっていれば対象となります。

※**農業者の皆様へ、国の「家賃支援給付金」は、農地の賃料についても給付対象となります。**

農地の賃料も対象となるため、農地法や農業経営基盤強化促進法等に基づく賃貸借で農地を借り受けている農業者の方は、経済産業省及び農林水産省のホームページで詳しい要件をご確認ください。

「家賃支援給付金」(国の制度)の問い合わせ相談窓口
0120-653-930(受付時間:8:30~19:00 平日・日曜日対応)



② 経営維持臨時給付金による支援

申請期限／令和3年1月29日まで

国の持続化給付金の支給対象まで至らない、売上げが前年同月比20%以上50%未満の減少率である市内事業者（フランチャイズチェーン店を除く）に対し、給付金を支給し支援します。

また、令和2年1月から3月までに創業した事業者についても、同期間の売上平均より20%以上50%未満の減少率の場合、給付金を支給し支援します。

対 象 者 日本標準産業分類における大分類のうち、次に掲げる分類に該当し、市税の未納がない事業者

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ① 鉱業、採石業、砂利採取業 | ⑨ 不動産業、物品賃貸業 |
| ② 建設業 | ⑩ 学術研究、専門・技術サービス業 |
| ③ 製造業 | ⑪ 宿泊業、飲食サービス業 |
| ④ 電気・ガス・熱供給・水道業 | ⑫ 生活関連サービス業、娯楽業 |
| ⑤ 情報通信業 | ⑬ 教育、学習支援業 |
| ⑥ 運輸業、郵便業 | ⑭ 医療、福祉 |
| ⑦ 卸売業、小売業 | ⑮ 複合サービス業 |
| ⑧ 金融業、保険業 | ⑯ サービス業（他に分類されないもの） |
- ※政治・経済・文化団体、宗教を除く

給 付 額 1事業者当たり20万円を上限に給付

申 請 手 続 き 原則郵送により受付（申請書は市ホームページからダウンロードできるほか、各総合支所及び商工会窓口にも設置しています。）

課税上の取扱い 本給付金は課税対象となります。

問 い 合 わ せ 産業経済部地域ビジネス支援課／0220-34-2706（平日 8:30～17:15）



2

事業者向け情報

③ 畜産農家に対し経営を支援

申請期限／令和3年3月31日まで

和牛の消費減等に伴う枝肉価格及び子牛価格の下落により経営が逼迫している畜産農家を支援します。

※枝肉価格及び子牛価格の下落が続いていることから支援を継続します。

補 助 額 市場出荷した肉用牛及び子牛に対し、次の定額補助金を交付します。

- 枝肉市場出荷1頭当たり…………… 1万円（1経営体当たり上限100頭まで）
- 子牛市場出荷1頭当たり…………… 5,000円（1経営体当たり上限30頭まで）
- 乳用牛産子市場出荷1頭当たり…… 5,000円（1経営体当たり上限30頭まで）

※補助対象は、令和2年4月から令和3年3月までに出荷した牛

※上限頭数は、令和2年4月1日から9月30日まで及び令和2年10月1日から令和3年3月31日までの期間でそれぞれ計算します。

申 請 手 続 き 10月・11月市場出荷分 申請期限 令和2年12月28日

12月・令和3年1月市場出荷分 申請期限 令和3年2月26日

令和3年2月・3月市場出荷分 申請期限 令和3年3月31日

※4月～9月市場出荷分も含め申請期間が過ぎたものについては、令和3年2月26日まで申請可能です。（まとめて申請することもできます）

課税上の取扱い 本給付金は課税対象となります。

問 い 合 わ せ 産業経済部農政課／0220-34-2713（平日 8:30～17:15）

④ 宅配サービス・持帰りサービスに取り組む 市内飲食業者等の支援

申請期限／令和3年1月29日まで

飲食業及び宿泊業者のうち、令和2年3月1日以降に新たに宅配サービスもしくは持帰りサービスに取り組むか、既に取り組んでいるが感染症拡大防止のため使い捨て容器を購入する個人事業主等の経済活動を支援します。

対象者 市内において飲食業(宿泊業を含む)を営む中小企業者等及び個人事業者(フランチャイズチェーン店を除く)であり、下記に掲げる要件のいずれかに該当する方。

1. 令和2年3月1日以降に新たに宅配サービス等を実施する事業者
 2. 既に実施しているが新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、使い捨て容器を購入する事業者
- ※いずれにおいても、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが令和2年3月以降に前年同月比で20%以上減少している飲食業及び宿泊業者が要件となります。

補助事業の対象期間 令和2年3月1日(日曜日)から令和3年3月31日(水曜日)

補助対象経費

区分	補助対象経費
1. 広告費	宅配サービス等の周知を図るために要する経費 (チラシ作成、HP掲載費用等)
2. 容器購入費	宅配サービス等に必要ないし捨て容器等の購入に要する経費 (紙製弁当容器、プラスチック容器購入費等)
3. リース料	宅配サービス等に必要ないし車両借上げ等に要する経費 (カーリース、温蔵庫レンタル費用等)

補助額 補助対象経費(広告費、容器購入費、リース料)の2分の1以内とし、10万円を上限として補助
※1事業者1回限りの申請となり、上記1～3をすべて申請する場合でも10万円が補助金の上限となります。

※消費税は補助対象経費に含まれません。

※1,000円未満切り捨てとなります。

申請手続き 円滑な事業開始のため、申請(事業実施)をご検討の際は、事業内容や対象経費について、事前に下記へご相談ください。

申請書は市ホームページからダウンロードできるほか、地域ビジネス支援課にも設置しています。

必要書類・添付書類を準備の上、原則郵送にて申請してください。

課税上の取扱い 本給付金は課税対象となります。

問い合わせ 産業経済部地域ビジネス支援課／0220-34-2706(平日 8:30～17:15)



⑤ 中小企業振興資金の利子補給の拡充

登米市中小企業振興資金の融資を活用して、下記の対象となる市内中小企業者に利子補給を行い、資金繰りを支援します。

- 対象者** 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上高が前年同月と比較して15%以上減少した事業者
- 利子補給率** 0.85%
※現行の利子補給額に加算します。新規借入者は、現行制度と組み合わせることで、2年間実質無利子化となります。
※事業者が宮城県信用保証協会に対し支払う保証料についても市が全額支払います。
- 利子補給の期間** 2年間
- 課税上の取扱い** 本給付金は課税対象となります。
- 問い合わせ** 産業経済部地域ビジネス支援課／0220-34-2706(平日 8:30~17:15)

⑥ 営農資金借入に対する利子補給

申請期限／令和3年3月31日まで

農業協同組合が組合員へ融資する「アグリエール資金(新型コロナ対策)」の利子を補給し、農業者等の営農継続を支援します。

- 対象者** 新型コロナウイルス感染症の影響により農畜産物の生産活動に影響を受け、営農継続を図るため農業協同組合が創設した「アグリエール資金(新型コロナ対策)」の融資を受けた市内の農業者等
※個人も対象となります。
- 利子補給率** 基準金利2.0%(市0.5%、農協0.5%、JAグループ1.0%)
※利子は市と農協等で利子補給するため、農業者等は実質無利子で融資が受けられます。
- 利子補給(返済)期間** 5年
- 申請手続き** 「アグリエール資金(新型コロナ対策)」の貸付手続等については、組合員となっている農業協同組合(みやぎ登米農業協同組合、または新みやぎ農業協同組合)へお問い合わせください。
- 課税上の取扱い** 本給付金は課税対象となります。
- 問い合わせ** 産業経済部産業総務課／0220-34-2716(平日 8:30~17:15)



【猶予】

⑦ 肉用牛貸付事業に係る償還猶予または分割納付

申請期限／令和2年12月28日まで

登米市高齢者等肉用牛貸付事業及び後継者等肉用牛貸付事業において、満期となった貸付牛の償還に関し、子牛価格及び枝肉相場の下落で影響のあった畜産農家への支援を行っています。

償還猶予 猶予期間 令和2年1月～12月(1年間)
分割納付 相談に応じ、適宜対応
問い合わせ 産業経済部農政課／0220-34-2713(平日 8:30～17:15)

【情報】

⑧ 中小企業や農林業者などの相談窓口の設置

売上高の減少など経済的な影響を受けている中小企業や農林業者など市内事業者を対象とした相談窓口を産業経済部内に開設しています。

問い合わせ 登米市ビジネスサポートセンター／0220-34-2836(平日 8:30～17:15)

⑨ 地元商店応援運動

売上減少の市内飲食店・物産直売施設が行っている「テイクアウト」や「出前」内容等を市ホームページと市Facebook「Tome ご飯」で情報発信しています。

【市ホームページ 掲載店舗情報】▶



申請手続き 掲載希望の飲食店は市ホームページに掲載している申請様式に必要事項を記入のうえ、登米市産業経済部地域ビジネス支援課のメールアドレスまで電子メールにて申請ください。

問い合わせ 産業経済部地域ビジネス支援課／0220-34-2706(平日 8:30～17:15)
メールアドレス／chiikibusiness@city.tome.miyagi.jp



⑩ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

申請期間／令和3年1月4日～2月1日

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象を拡大するとともに、適用期限を2年延長します。

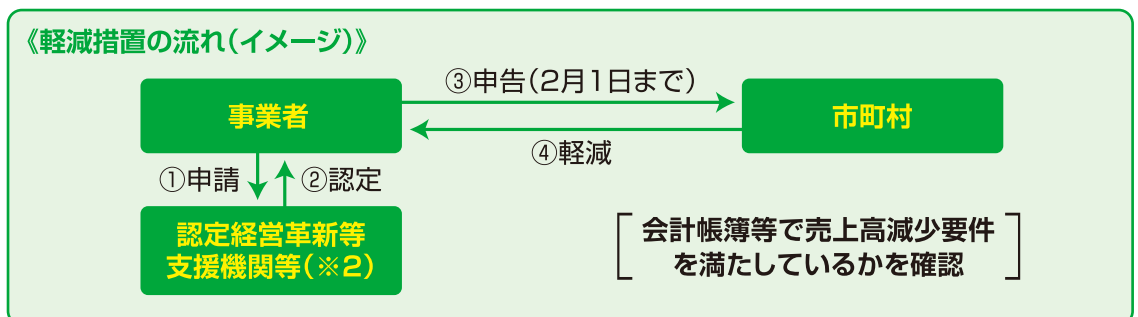
- 対象者** 先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等(個人、法人)
※個人=常時使用する従業員が1,000人以下の個人
法人=資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人及び資本又は出資を有しない従業員数1,000人以下の法人(大企業の子会社除く)
- 対象設備** ①機械装置、器具備品などの償却資産
②事業用家屋及び構築物
※事業用家屋は、設備の取得価格の合計額が300万円以上であること。
※償却資産、構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの。
- 軽減率** 投資後3年間、ゼロとなります。
- 適用期限** 令和5年3月末まで(令和4年度までの2年間に限り延長)
- 申請に必要なもの** 工業会が交付する証明書の写し
認定を受けた「先端設備等導入計画」の写し など
- 問い合わせ** 総務部税務課／0220-22-2163(平日8:30～17:15)

⑪ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置

申請期間／令和3年1月4日～2月1日

中小事業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り**、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減します。

- 対象者** 中小事業者等(原則として業種限定せず)(個人・法人)
※個人=常時使用する従業員が1,000人以下の個人
法人=資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人及び資本又は出資を有しない従業員数1,000人以下の法人(大企業の子会社除く)
- 軽減割合** 令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間と比べて
①30%以上50%未満減少している事業者／2分の1
②50%以上減少している事業者／全額
※令和3年2月1日までに、認定経営革新等支援機関等(※2)の認定を受けて各市町村に申告した事業者に適用されます。
- 対象資産** 償却資産と事業用家屋



(※2) 税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など(税理士、公認会計士、弁護士など)

問い合わせ 総務部税務課／0220-22-2163(平日8:30～17:15)



県・国の支援メニューが検索できます

宮城県 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ

「宮城県 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ」は、新型コロナウイルス感染症の影響によってお困りの企業や住民のみなさんへ、さまざまな支援制度情報を提供するために、宮城県が開設したサイトです。

宮城県及び国の支援メニューについて、必要な方へ必要な支援が届くよう誰にでもわかりやすいナビゲーションサイトを構築し、住民生活・経済活動の確保を図ることを目的としています。

下記の二次元バーコードよりアクセスが可能ですので、ぜひご活用ください。

「宮城県 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ」

(<https://miyagi-pref.covid19.supportnavi.jp/>) ▶



問 い 合 わ せ 宮城県経済商工観光部 / 中小企業支援室 企画調整班 022-211-2745

新型コロナウイルス感染症に関する健康相談窓口

◎宮城県と仙台市の受診・相談センター(コールセンター)

電話番号 / 022-211-3883、022-211-2882

受付時間 / 24時間対応

◎厚生労働省の電話相談窓口(コールセンター)

電話番号 / 0120-565-653

受付時間 / 午前9時から午後9時まで



新型コロナウイルス感染症に関する人権相談窓口

◎宮城県の電話相談窓口「みやぎ新型コロナ人権相談ダイヤル」

電話番号: 090-1552-1477

受付時間: 午前9時から午後5時まで (土日、祝日、年末年始を除く)

市民の皆様へ

「密集」「密閉」「密接」の3つの場面を避け、
小まめな手洗い、マスクの着用などの感染症対策に、
引き続き取り組みをお願いします。


また、新型コロナウイルス感染症が
増加している地域への不要不急な外出は
控えていただきますよう
お願いします。



各支援制度の内容については
記載している担当課へ直接お問い合わせください。



【編集・発行】

 登米市生活経済支援推進本部事務局

TEL 0220-23-7353

(平日8:30~17:15)